

○千早赤阪村ちびっこ広場維持管理状況（平成27年4月1日現在）

名 称	所 在 地	面積	土地所有者	備 考	遊具設置状況
森屋ちびっこ広場	森屋 151 番地、152 番地	829 m ² 363 m ²	個人	借地料	
森屋北ちびっこ広場	森屋 355 番地 2	438. m ²	千早赤阪村		ブランコ、滑り台、スプリング遊具（2基） シーソー
北水分ちびっこ広場	水分 517 番地	449 m ² の一部	個人		滑り台
二河原辺ちびっこ広場	二河原辺 196 番地の 2	625 m ²	個人		滑り台
川野辺ちびっこ広場	川野辺 302 番地の 1	509.09 m ² の一部	川野辺地区会	無償	滑り台、ブランコ、アニマル遊具
小吹ちびっこ広場	小吹 847 番地の 1	389 m ²	千早赤阪村		滑り台、アニマル遊具
下東阪ちびっこ広場	東阪 428 番地の 1	360.33 m ² の一部	下東阪地区会	無償	
上東阪ちびっこ広場	東阪 597 番地	238 m ²	上東阪地区会	無償	滑り台、ブランコ
小吹台第1ちびっこ広場	小吹 68 番地の 828	691.59 m ²	千早赤阪村		ブランコ、ジャングルジム、滑り台
小吹台第2ちびっこ広場	小吹 68 番地の 553	409.75 m ²	千早赤阪村		ブランコ
小吹台第3ちびっこ広場	小吹 68 番地の 628	656.84 m ²	千早赤阪村		滑り台
小吹台第4ちびっこ広場	小吹 68 番地の 754	427.13 m ²	千早赤阪村		滑り台、ブランコ、ジャングルジム

○ちびっこ老人憩いの広場維持管理事業

事業名	ちびっこ老人憩いの広場維持管理事業					
目的	幼児及び老人に適切な遊び場を与えその健全な育成及び心身の健康をはかる					
対象	村民					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	支出目的	支出額(円)	支出目的	支出額(円)	支出目的	支出額(円)
実績	○修繕費		○手数料		○修繕費	
	・小吹台第4ちびっこ広場 ブランコ修理	64,260	・森屋ちびっこ広場 草刈業務	48,000	・下東阪ちびっこ広場 遊具撤去工事	142,560
	・小吹台第3ちびっこ広場 滑り台塗装補修	26,940	○土地(建物)借上料		○手数料	
	○手数料		・森屋ちびっこ広場 土地借地料	156,061	・ちびっこ広場等 遊具安全点検	149,148
	・ちびっこ広場等 遊具安全点検	149,100	○工事原材料費		・小吹台第1ちびっこ広場 小吹台第2ちびっこ広場 石垣草刈業務	10,580
	○土地(建物)借上料		・小吹台第3ちびっこ広場 外周整備	11,250	・森屋ちびっこ広場 草刈及びツタ除去業務 草刈業務	50,400 53,975
	・森屋ちびっこ広場 土地借地料	156,061			・小吹台第4ちびっこ広場 樹木伐採業務	77,600
					○土地(建物)借上料	
					・森屋ちびっこ広場 土地借地料	156,061
					○工事原材料費	
				・小吹台第4ちびっこ広場 外周整備	10,104	
	合計	396,361	合計	215,311	合計	650,428

○千早赤阪村ちびっこ広場設置条例

昭和54年 9 月 20 日 条例第 13 号

改正

昭和58年 3 月 28 日 条例第 5 号

昭和60年 3 月 28 日 条例第 4 号

昭和62年 3 月 13 日 条例第 4 号

昭和63年 3 月 15 日 条例第 1 号

平成 2 年 9 月 12 日 条例第 13 号

平成14年 9 月 20 日 条例第 15 号

千早赤阪村ちびっこ広場設置条例

(設置)

第 1 条 幼児及び老人に適切な遊び場を与え、もって、その健全な育成及び老人の心身と健康をはかるために、ちびっこ広場を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 ちびっこ広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- | | | |
|------|---------------|-------------------|
| (1) | 小吹台第 1 ちびっこ広場 | 千早赤阪村大字小吹68番地の828 |
| (2) | 小吹台第 2 ちびっこ広場 | 〃 小吹68番地の553 |
| (3) | 小吹台第 3 ちびっこ広場 | 〃 小吹68番地の628 |
| (4) | 小吹台第 4 ちびっこ広場 | 〃 小吹68番地754 |
| (5) | 川野辺ちびっこ広場 | 〃 川野辺302番地の 1 |
| (6) | 下東阪ちびっこ広場 | 〃 東阪428番地の 1 |
| (7) | 上東阪ちびっこ広場 | 〃 東阪597番地 |
| (8) | 森屋ちびっこ広場 | 〃 森屋151番地 |
| (9) | 森屋北ちびっこ広場 | 〃 森屋355番 2 |
| (10) | 二河原辺ちびっこ広場 | 〃 二河原辺196番地の 2 |
| (11) | 北水分ちびっこ広場 | 〃 水分517番地 |
| (12) | 小吹ちびっこ広場 | 〃 小吹847番地の 1 |

(委任)

第 3 条 ちびっこ広場の管理その他必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例の施行期日については、村長が規則で定める。

附 則 (昭和58年3月28日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月28日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月13日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年9月12日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月20日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

○千早赤阪村ちびっこ広場設置要綱

昭和61年10月1日要綱第4号

千早赤阪村ちびっこ広場設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼児及び老人に適切な遊び場を与えその健全な育成及び心身の健康をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 千早赤阪村ちびっこ広場（以下「ちびっこ広場」という。）は、幼児及び老人の利用に供することを目的とした屋外の遊び場をいう。

(設置の条件)

第3条 ちびっこ広場は、村内各地区からの申請に基づき設置するものとする。

2 村は、前項の申請があった時には地域的条件を勘考し、次の各号に該当する場合予算の範囲内において整備する。

- (1) 用地は無償又は賃貸借とし、1㎡当たり年間賃貸借料は村が算定する額とする。
- (2) 用地の賃貸借料として支払いする敷地面積は、500㎡以内とする。
- (3) 用地の賃貸借期間は、最低10ヶ年とする。但し、引き続き契約が成立すれば、契約期間を延長することができる。

(整備基準)

第4条 ちびっこ広場には、次に掲げる設備を設けるものとする。但し、付属設備については概ね600㎡以内とする。

遊具設備 広場、砂場、滑り台、ぶらんこ

付属設備 ベンチ、危険防止柵、標識

その他村長が適当と認める設備

(管理)

第5条 この要綱により設置されたちびっこ広場は、各地区が善良なる管理者の注意を以て管理にあたると共に正当な理由なくしてその機能を喪失し、又は損傷するようなことをしてはならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

別記